

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現 状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

洪水ハザードマップによると当本所管内に於いては、高瀬川流入河川の流域に接した乙供駅周辺の市街地、田園地帯で 0.5m～3m の浸水が予想されているほか、高瀬川に接した部分や上北町駅周辺市街地に氾濫流で 0.5m～3m の浸水が予想されている。

また、野辺地湾の水位の上昇による野辺地川流域の一部で 0.5m～3m の浸水が予想されている。

・当町洪水ハザードマップは、当会管内に於いては、高瀬川水系と野辺地川が氾濫した場合の浸水予想を示しており、概ね 50 年に一度起こる大雨を想定している。

(土砂災害：ハザードマップ)

土砂災害ハザードマップによると、がけ崩れや地滑り等の土砂災害が生じる恐れのある「急傾斜地崩壊危険箇所」に指定 76 カ所（内、ランク 1「保全人家 5 戸以上」が 20 カ所、ランク 2「保全人家 1 戸以上 4 戸以下」が 16 カ所）あり、また「土石流危険箇所」に指定 29 カ所（内、ランク 1 が 1 カ所、ランク 2 が 3 カ所）があり、町内各地に点在している。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの全国地震予測地図によると、当町においては、今後 30 年の間で震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率が 6 % 以上 26 % 以上と予測されている。また、再現期間 10 万年相当の計測震度では震度 7 の地震が予想されている。

(その他)

当地では、地震の被害については、昭和 43 年 5 月 16 日、十勝沖を震源とする震度 5 の十勝沖地震が発生（総被害額 2,110 百万円）。平成 6 年 12 月 28 日、東方沖を震源とする震度 4 の三陸はるか沖地震が発生（総被害額 197 百万円）。平成 23 年 3 月 11 日、三陸沖を震源とする国内観測史上最大の M9.0 の東日本大震災が発生し、当町に於いては震度 5 弱を記録（総被害額 50 百万）。

また、大雨、台風の影響では、昭和 33 年（253 戸）昭和 34 年（255 戸）、昭和 35 年（175 戸）、昭和 38 年（121 戸）、昭和 41 年（延べ 684 戸）、昭和 43 年（171 戸）、昭和 54 年（15 戸）、昭和 56 年（16 戸）、昭和 57 年（52 戸）、平成 2 年（332 戸）、平成 6 年（20 戸）、平成 10 年（7 戸）、平成 18 年（9 戸）、平成 28 年（1 戸）、平成 29 年（2 戸）、の家屋の床上、床下浸水被害に遭っている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的な大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症については、令和 5 年 5 月に 5 類に移行したが、次なる新興感染症に向けて、感染症対策の強化・充実に努めていく必要がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 647 人
- ・小規模事業者数 499 人

【内訳】

業 種		商工業者数	内小規模事業者数	備 考（事業所の立地状況等）
商工業者	卸 売 業	21	14	町内に広く分散している
	小 売 業	144	112	町内に広く分散している
	サービス業	158	138	飲食業は、商店会に多い
	そ の 他	324	235	町内に広く分散している
合 計		647	499	

東北町商工会「基幹システム」管理データより

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・東北町地域防災計画の策定（地震災害対策編、風水害等災害対策編）。
- ・東北町業務継続計画の策定（大規模災害編）。
- ・東北町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定。
- ・防災訓練の実施（中部上北広域事業組合消防本部、七戸町、陸上自衛隊、青森県防災航空センター、七戸警察署と連携し総合防災訓練を年1回実施）。
- ・防災備品等の備蓄。（防災備品、資機材等の備蓄については、東北町地域防災計画に記載、今後も計画に基づき順次整備を図る。）
- ・各種「ハザードマップ」や「避難所マップ」を策定しホームページ等で広く情報発信し、平時から災害リスク等の情報提供及び注意喚起。

2) 当会の取組

- ・東北町商工会危機管理マニュアル策定（令和6年9月）。
- ・事業者BCPに関する国、県の施策の周知。（パンフレットを配布。巡回訪問時に周知に努める。）
- ・事業者BCP策定セミナーの開催。
- ・青森県火災共済協同組合、あいおいニッセイ同和損害保険（株）、東京海上日動火災保険（株）と連携した各種共済、ビジネス損害保険等の加入促進。
- ・防災備品の備蓄（投光器、懐中電灯、土のう、土のう袋、スコップ、水、医薬品等、品目、個数等詳細は、東北町商工会危機管理マニュアル及び非常用資機材備蓄品等管理票に記載）
- ・当町が実施する防災訓練への参加及び協力。
- ・災害時における防災活動協力に関する協定書（以下、「防災協定書」という。）を当町と締結。

Ⅱ．課 題

- ・ 保険や共済等に関する推進についても、小規模事業者に対する十分なリスク管理指導・助言を実施できる当会経営指導員等職員が不足しているといった課題があり、平時から人材の育成・確保についても計画的に取り組むことが重要である。
- ・ 東北町商工会危機管理マニュアルについても、策定後日が浅く緊急時の取組についての訓練も未実施の状況から、対応のノウハウを持った人員が不足している。
- ・ 非常時に必要な防災設備・備品・資機材の在庫保有状況については不十分な状態にあり、今後は計画的に備蓄の促進を図っていく必要がある。
- ・ 計画策定後の訓練実施や備蓄資源の点検等を実施し、P D C Aのマネジメントサイクルを回し、業務継続計画の実効性をより高めていくことが課題である。
- ・ 感染症対策に於いて地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ．目 標

- ・ 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 小規模事業者の災害などによる事業中断からの復旧等を速やかに行うため、緊急時に於いても優先業務を継続できるような事業継続計画の策定支援を経営改善普及事業の一環として積極的に取り組む。
- ・ 発災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当町で被害情報報告体制をあらかじめ構築する。
- ・ 発災後、速やかに応急・復興支援策が行えるよう、また域内における感染症発生時「東北町新型インフルエンザ等対策行動計画」の発生段階ごとの対応策を基に速やかに拡大防止措置を行えるよう、当会と関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、当町と連携し速やかに青森県に報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

- ・ 本計画と当町地域防災計画及び平成27年に策定した「東北町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 当会及び町ホームページや町広報等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、各種損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 商工会の事業継続計画は、小規模事業者の経営の指導的立場にある商工会が災害時に自ら被災し人的・物的資源の制約がある中において、非常時優先業務を特定するとともに、その業務のマニュアルや執行体制を事前に定めておくことで、未曾有の大災害が発生しても適切に事業を行うことを目的として作成。（令和6年度作成）

3) 関係団体等との連携

- ・ 代理店業務契約を結んでいる青森県火災共済協同組合や会員福祉共済等の自家共済を取り扱う全国商工会連合会、損害保険の引受契約を締結している東京海上日動火災保険株式会社や、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から専門家の派遣を依頼し、管内のすべての事業所を対象とした「BCP普及啓発セミナー」や「保険相談会」を開催し、それぞれの企業に適した損害保険、生命保険等の紹介を行うなどリスク管理強化に努める。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予想しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 当町の公民館等公共施設や地域金融機関、法人会等と連携し、セミナーの共済事業や普及啓発ポスターの掲示依頼などを通じて連携を深める。

4) フォローアップ

- ・事業者BCPの策定支援をした全ての小規模事業者に対し、計画の実施状況を確認し、その実効性を高めるためフォローアップを行っていく。BCPは策定すればよいというものではなく、繰り返し教育や訓練を実施していくことが重要である。当町が実施する総合防災訓練に積極的に参加し非常時の参集訓練や安否確認訓練等を通じて、課題や改善点を把握し計画の見直しに反映させていくなど、PDCAを活用し指導する。
- ・「東北町事業継続力強化支援推進協議会（仮称（構成員：当会、当町））」を年1回定期的に開催し、計画に対する実施状況の確認や改善点等見直しを協議し今後の事業継続力強化支援に反映させていく。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7以上の地震）の発生を仮定し、当町及び青森県商工会連合会等関係機関との連絡ルートの確認（図上訓練）や避難訓練等を実施する。（実地訓練は必要に応じて実施）
- ・当町が行う総合防災訓練に参加し、実際に行動することで本計画の見直し等の参考にする。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等発生時、職員の生命・安全の確保、人命救助が第一であり、それに必要な行動に対し人的・物的資源を優先的に配分することが重要である。そのうえで、次の手順で管内の被災状況の把握に努め、当町と情報を共有し関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・勤務時間内は発災後、職員と来訪顧客の安否確認を実施の上で1時間以内に報告し、BCPの発動及び応急対策の実施可否の確認を行う。
- ・夜間や休日の場合は職員自ら身の安全確保に努め、安否情報は緊急連絡網を活用し報告する。
尚、夜間・休日の発災時の職員参集範囲については、二次災害の防止を図るとともに、東北町商工会危機管理マニュアルの職員行動基準に従い対応する。
- ・情報共有、報告、確認等を行う上での情報通信手段については、固定電話の他FAX、携帯電話やメール機能、LINE、インターネットを利用し行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認をおこなうとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置状況に基づき、当会の感染症対策を行う。

2) 応急対策と方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、職場あるいは上司に状況を報告して出勤せずに、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 東北町地域防災計画に基づき、当会では概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
 - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関すること。
 - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること。
 - ウ 災害救助用物資、災害救助、復旧用資材の確保についての協力、斡旋に関すること。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策に支障が生じるような場合の役割分担については、都度協議し決定する。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、発災後 24 時間以内に当町と情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定する）

大規模な被害がある	・ 地区内事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域に於いて連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断され、状況が確認できない。
被害がある	・ 地区内事業所で、「看板等の損傷」、「ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報が無い。

- ・ 本計画により、当会から当町に以下の間隔で被害情報等を報告し共有する。

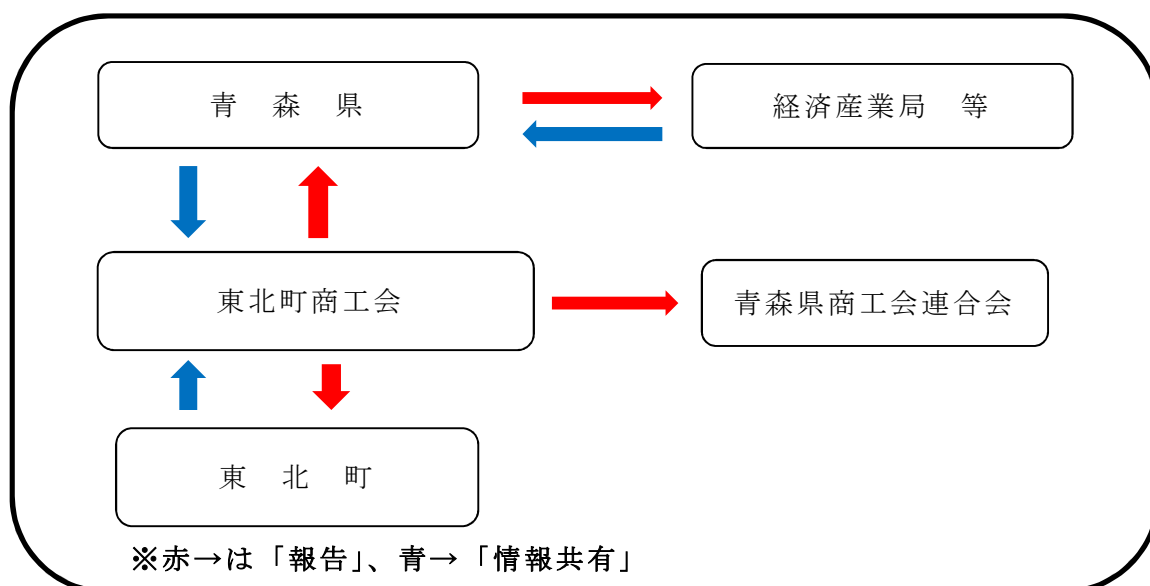
発災後～1週間	1日に3回共有する（9時、13時、17時）
1週間～2週間	1日に2回共有する（9時、15時）
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する（9時）
1ヶ月～解除まで	2日に1回共有する（9時）

- ・ 感染症が流行した場合は、当町で取りまとめた「東北町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制〉

- ・ 被害情報収集や迅速な報告を行うことができる仕組みをあらかじめ構築し、自然災害発生時に当該仕組みに基づいて円滑に実施する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域で活動する際の判断基準及び被害程度についてあらかじめ決めておく。
- ・ 当会と当町は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当町が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より青森県等へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当町より青森県等へ報告する。

〈発災時における連絡体制〉



〈４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の設置方法については当町と相談し対応する。また、国、県が実施する支援施策に従い、依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口設置場所候補は「東北町商工会館」、「東北町商工会東北支所会館」に設置する。
現在地の商工会館が被災した場合の代替施設については、当町と相談する等して設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の把握に努め、災害発生後、事業継続にむけた諸課題を経営者と共有し、速やかにそれぞれの事業者の実態に即した支援策・解決策を提言するなど事業者に寄り添ったきめ細やかな伴走型支援を実施する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や青森県、当町の施策）について地区内小規模事業者に周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈５．地区内小規模事業者に対する復興支援〉

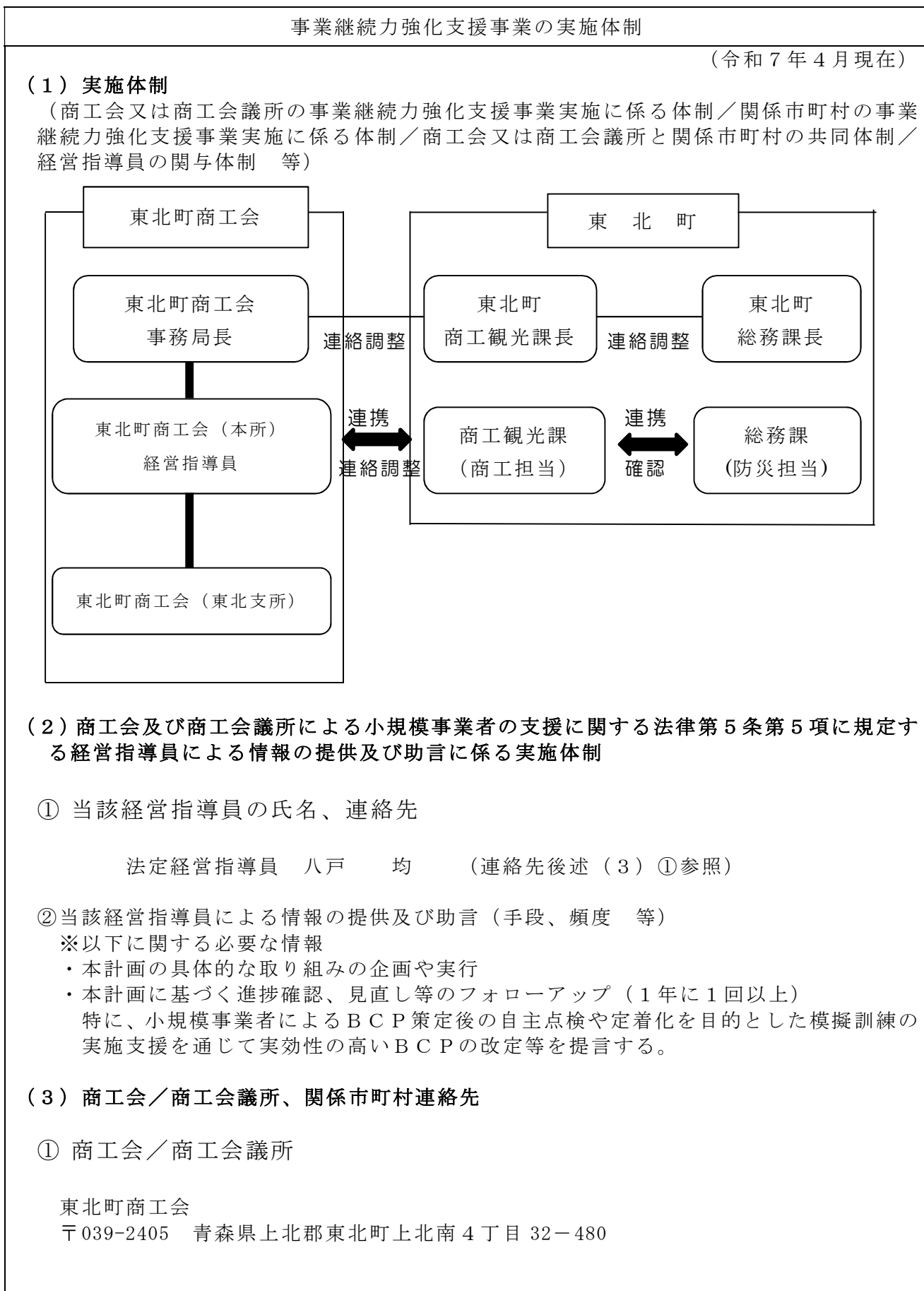
- ・青森県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
具体的には、災害時における中小企業対策としての相談窓口を設置するほか、資金繰り支援を中心とした金融支援や復興に向けた設備資金など県の特別融資制度の活用、信用保証枠の拡大や行政による利子補給、保証料補給などの制度情報を提供し利用促進を図る。
- ・災害救助法、激甚災害法が適用された場合は、セーフティーネット等融資制度の開始もあるので金融機関等関係支援機関と連携を十分取りながら支援していく。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県並びに青森県商工会連合会等に相談し対応する。

※その他

- ・上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



T E L : 0176 - 56 - 2335 / F A X : 0176 - 56 - 3881
E - mail : shokokai@kamikitamati.com

東北町商工会東北支所

〒039-2661 青森県上北郡東北町字上笹橋 17-2

T E L : 0175 - 63 - 2329 / F A X : 0175 - 63 - 2432

E - mail : touhoku@aomorishokoren.or.jp

② 関係市町村

東北町役場 商工観光課

〒039-2492 青森県上北郡東北町上北南 4 丁目 32-484

T E L : 0176 - 56 - 4148 / F A X : 0176 - 56 - 1200

E-mail : shoukan@town.tohoku.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
必要な資金の額	330	330	330	330	330
・ 専門家派遣	150	150	150	150	150
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ パンフ・チラシ作成費	40	40	40	40	40
・ 通信運搬費（開催案内）	20	20	20	20	20
・ 会議費	5	5	5	5	5
・ 事務費	25	25	25	25	25
・ 防災、感染症対策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

X. 調達方法

調達方法
会費収入、事業収入、東北町補助金、青森県補助金、国補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
① ② ③	